

令和4年用国土緑化運動・育樹運動標語募集要領（愛知県内版）

1 趣旨

（公社）国土緑化推進機構は国土緑化運動の一環として、植樹及び森林・樹木の保護・育成の助長並びに一般国民の緑化思想の高揚を図るため、緑化に関するポスター等に使用する標語を、募集しています。

2 標語の内容

- （１） 簡潔で語調がよく、植樹及び森林・樹木の保護・育成または環境緑化意欲の高揚を強調したものであること。

（国土緑化運動標語、育樹運動標語に区分して応募する必要はない。）

- （２） 創作に限ること。

3 応募資格

愛知県内の小・中・高校生、および愛知県在住の方。

4 応募要領

- （１） 小・中・高校生

- ① 小、中、高校生は、~~学校へ提出する~~。日進市役所都市計画課へ提出する。

- ② ~~学校長は、提出された作品全てを、提出期限までに別紙 提出先（ポスター、標語）に提出する。~~

- ③ 公益社団法人愛知県緑化推進委員会あて FAX またはメールでの提出もできます。

- （２） 一般

- ① 応募者は作品1点を出品票に記載の上、氏名・年齢・住所・電話番号を明記して、提出期限までに公益社団法人愛知県緑化推進委員会に郵送する。または、別紙提出先に提出する。もしくは FAX またはメールで提出する。

- （３） 応募点数

- ① 一人1点に限る。

- （４） 作品提出された事務所

- ① （１）及び（２）で作品が提出された事務所は、作品をまとめ公益社団法人愛知県緑化推進委員会に提出作品一覧表を添えて提出する。

- （５） 作品の提出期限

令和3年9月10日（金）※公益社団法人愛知県緑化推進委員会に直接提出する場合。

※日進市都市計画課へ提出する場合は、9月3日（金）まで。

5 審査及び表彰

- （１） 愛知県内の応募作品のうち優秀作品10点以内を選び、愛知県緑化推進委員会より国土緑化推進機構に提出する。

- (2) 最終審査は、国土緑化推進機構が委嘱した審査員及び当機構理事若干名で構成する審査会において行うものとする。
- (3) 全国の応募作品の中から、国土緑化運動標語、育樹運動標語ごとに特選（各 1 名）及び入選（若干名）を選定する。
- (4) 入賞者（特選及び入選）には、国土緑化推進機構理事長賞（賞状及び副賞）を贈呈する。

6 その他

- (1) 入賞作品の著作権は国土緑化推進機構に帰属する。
- (2) 国土緑化運動及び育樹運動ポスターに使用する作品については、必要に応じ一部修正を加えることがある。

令和4年用国土緑化運動・育樹運動標語募集出品票

学 校 名	
学 校 所 在 地 (一般の方は住所)	〒 電 話

(応募作品)

学 年	年
ふ り が な 氏 名	(年 齢)
標 語	

注1) 一般の方の応募については、学校所在地を住所に置き換える。学校名、学年については記入不要。

注2) 応募については、提出先（ポスター、標語）による他、公益社団法人愛知県緑化推進委員会あて FAX またはメールでの提出もできます。

※ポスター・標語の応募出品票は、県緑推ホームページから出力・印刷できます。

公益社団法人愛知県緑化推進委員会

FAX 0 5 2－9 6 3－8 4 9 1

E-mail info@midori-aichi.jp

URL <http://www.midori-aichi.jp/>

別紙 提出先（ ポスター、標語 ）

- ① 児童生徒から提出された作品は、下記の県機関に提出する。
- ② 標語についても①と同様とする。
- ③ 標語については FAX、メールでの提出もできます。ただし、その場合の提出先は、公益社団法人愛知県緑化推進委員会宛てになります。

学 校 の 所 在 地 等	提 出 先
名古屋市	公益社団法人 愛知県緑化推進委員会 〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-6-1 （愛知県三の丸庁舎 8 階） Tel 052-963-8045 Fax 052-963-8491 E-mail info@midori-aichi.jp URL http://www.midori-aichi.jp/
一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市 江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市 岩倉市、豊明市、 <u>日進市</u> 、清須市 北名古屋市、長久手市、愛知郡、西 春日井郡、丹羽郡	尾張農林水産事務所 林務課 〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-6-1 三の丸庁舎 3 階
津島市、愛西市、弥富市、あま市、 海部郡	海部農林水産事務所 農政課 〒496-8532 津島市西柳原町 1-1-4 海部総合庁舎内
半田市、常滑市、東海市、大府市、 知多市、知多郡	知多農林水産事務所 林務課 〒475-0903 半田市出口町 1-3-6 知多総合庁舎内
岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、 西尾市、知立市、高浜市、額田郡	西三河農林水産事務所 林務課 〒444-0860 岡崎市明大寺本町 1-4 西三河総合庁舎内
豊田市、みよし市	豊田加茂農林水産事務所 林務課 〒471-8566 豊田市元城町 4-4-5 豊田加茂総合庁舎内
北設楽郡	新城設楽農林水産事務所 林業振興課 〒441-2301 北設楽郡設楽町田口字小貝津 6-2
新城市	新城設楽農林水産事務所 新城林務課 〒441-1383 新城市字東入船 1 1 5 番地 新城市役所東庁舎内（2 階）
豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市	東三河農林水産事務所 林務課 〒440-0806 豊橋市八町通 5-4 東三河総合庁舎内